

# 加入年齢引上げに伴う60歳到達以降のiDeCo加入継続・再加入手続について

## 1. 60歳到達時のiDeCoの加入資格継続/喪失パターン

図表1

生年月日	60歳到達時		
	第1号被保険者 (自営業者等の方)	第2号被保険者 (会社員、公務員等の方)	第3号被保険者 (専業主婦(夫)等)
昭和37年5月1日以前の方	①60歳到達により自動的に資格喪失	③60歳到達により自動的に資格喪失	⑤60歳到達により自動的に資格喪失
昭和37年5月2日以降の方	②60歳到達により自動的に資格喪失	④資格喪失せず(継続手続は不要)	⑥60歳到達により自動的に資格喪失



## 2. 60歳到達時以降のiDeCoの加入継続/再加入手続パターン

60歳到達時点で第1号または第3号被保険者の方 (任意加入被保険者となる方)	手続方法
<p>図表1で②⑥に該当する方</p> <p>⇒ 60歳到達前までに継続手続を行うことにより、iDeCoへの加入を継続できます(60歳以降に国民年金に任意加入する場合)</p>	<p>○継続加入のお手続について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・60歳到達の1か月前までに国民年金基金連合会へ、任意加入者への切替えの届出が必要となります。</li> </ul> <p>○資格喪失後の再加入のお手続について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格喪失となられた方は、再加入の手続が必要となります。</li> </ul> <p>どちらのお手続においても書類の提出が必要になりますので、スルガ銀行確定拠出年金コールセンターまでご連絡ください。</p>
<p>図表1で①⑤に該当する方</p> <p>⇒ 再加入可</p>	<p>○再加入のお手続が必要です。</p> <p>スルガ銀行確定拠出年金コールセンターまでご連絡ください。</p>

第2号被保険者の方	手続方法
<p>図表1で④に該当する方</p> <p>⇒ 60歳到達時以降も資格喪失はされず、加入資格が継続します</p>	<p>引き続き、加入(掛金拠出)希望の場合、特段の<b>お手続は不要</b>です。</p> <p>ただし、勤務先変更等、登録状況の変更がある場合や、60歳以降掛金を拠出されたくない場合には別途手続が必要となります。</p> <p>スルガ銀行確定拠出年金コールセンターまでご連絡ください。</p>
<p>図表1で③に該当する方</p> <p>⇒ 再加入が可能です</p>	<p>○再加入のお手続が必要です。</p> <p>スルガ銀行確定拠出年金コールセンターまでご連絡ください。</p>

### 【ご留意事項】

- 任意加入被保険者の方は、iDeCoのお手続とは別に、国民年金の任意加入のお申込みが必要となります。お申込みは、お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口または、お近くの年金事務所へお願いいたします。